

70. 13

官公署により発行された証明書の有効
期限の取扱い

特許登録令第30条第1項の規定等により、特許庁長官が登録の申請の手続について必要と認め、その提出を命じることができる証明書等のうち、以下の書面（公証人により作成されたものを含む。以下同じ）の有効期限は日本の官公署により発行された書面にあっては発行の日から3月以内、外国の官公署により発行された書面にあっては発行の日から6月以内とする。

- (1) 法定代理人により登録を申請する場合におけるその権限を証明する書面
- (2) 申請人が外国人である場合におけるその国籍を証明する書面
- (3) 申請人が法人である場合における法人であることを証明する書面

(改訂平成28・4)